

教育委員会 9 月定例会

教育長報告（1）

臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（損害賠償額の決定について）に同意することについて）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2016 年（平成 28 年）9 月 14 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、市議会定例会提出議案（損害賠償額の決定について）に同意することについて、次のとおり臨時に代理する。

2016 年（平成 28 年）8 月 24 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

市議会定例会提出議案（損害賠償額の決定について）

に同意することについて

次のとおり損害賠償額の決定について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2016年（平成28年）8月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

提案する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償額を決定する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

64,702,873円

2 相手方

藤沢市大鋸930番地

三徳商事株式会社

代表取締役 関野 孝雄

3 事案の概要

学校給食課に所属する職員が、学校給食会が食材納入業者へ支払う共同購入物資に係る食材費を私的に流用していたことにより、平成27年1月から3月までの食材費が未払となり損害を与えたもの

提案理由

学校給食食材費の未払に係る損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。